

令和 5年度

令和 5年10月11日発行

しらさぎ進路通信 第3号

東京都立白鷺特別支援学校長

川上尊志

急に涼しくなり、秋が駆け足でやってきたように感じます。3年生は、いよいよ卒業後の進路を決める活動に取り組んでいます。2年生も、校外での実習が近づいてきました。1年生は校内実習が待っています。行事もたくさんある時期ですが、実習に向けて体調管理を意識していきましょう。

さて、今号では先月実施された進路研修会と先日のPTA 進路見学会（企業）について、報告します。



進路研修会 9月13日（水）

社会福祉法人原町成年寮 就労移行支援事業所フォレストの高橋成幸所長をお招きし、「卒業後の進路について」と題した研修会を行いました。卒業後の就職や日中活動の場だけではなく、グループホームの情報や将来必要になるスキルについての説明もいただきました。

資料を各御家庭に配布しましたので、ぜひ御一読ください。

PTA 進路見学会 10月4日（水）

株式会社オリエンタルランドの特例子会社である、株式会社舞浜コーポレーションの見学会を実施しました。当日は、会社概要、障害者雇用状況などの説明をしていただき、ナプキン折り、メールサービス、ランドリーの3つの業務を見学しました。また、本校卒業生の従業員の方と座談会も設定していただき、生の声を聞くことができました。

企業就労を目指すのであれば自主通勤は当然のことながら、「働く意欲がある人」「健康管理ができる人」「周りに迷惑をかけない人」「会社が求める仕事を求める水準でやり続けられる人」「人の話や指示を聞いて、それを理解して実行し、報告・連絡・相談ができる人（上司だけではなく同僚にも）」が求められるということでした。社会人としてのルールやマナーについても改めて考える機会となりました。

特例子会社とは

障害者雇用率制度において、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率）は、個々の事業主（企業）ごとに義務づけられています。障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしています。また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としています。

つまり、「特例」とは障害者にかかる言葉ではなく、事業所（企業）にかかるものです。手厚い支援が受けられる会社という意味ではなく、営利を目的とした事業所であることに変わりはありません。企業就労を目指すにあたっては、社会人として守るべきルールやマナー、求められる働く力を身に付けていく必要があります。

※ 次回の進路相談日は10月17日（火）、11月は21日（火）です。